

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令」について

2025年7月28日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

1. 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。）の改正に伴い、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則について所要の改正を行うものです。

2. 意見公募手続の実施について

本件は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は実施していません。

3. その他

本件は、本日公布され、別紙1（公布日施行）の改正については本日から、別紙2（入管法等改正法施行）の改正については、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和7年法律第38号）の施行日のいずれか遅い日から、別紙3（子子法等改正法施行）の改正については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行日（令和8年4月1日）から施行されます。